

合格者のみなさんへ

岐阜聖徳学園大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部

入学手続について

あなたは、本学の2024年度入学者選抜を受験され、選考の結果、合格されました。今後の躍進を念じ、心からお祝いを申し上げます。

つきましては、入学手続のご案内をいたします。振り込みに関する注意事項に留意して、所定の手続きを行ってください。なお、一旦納入された入学金は、いかなる理由があっても返還できませんのでご注意ください。

1. 今後の入学手続について

本学の入学手続は下記Webページから行っていただきます。ログインには、合格した「合否用受験番号」とネット出願で使用了「セキュリティコード」が必要です。

なお、複数学部で合格された方は「入学予定の学部」で手続きを行ってください。

●入学手続ページ

https://adm.shotoku.ac.jp/admission_info/procedure/

※入学金・学費等の振込用紙は、上記ページよりダウンロードできます。
なお、入学金・学費等に関する振込手数料は、依頼人負担となります。

2. 入学金の納入について 【入学手続Ⅰ】

入学金は免除されますので、納入の必要はございません。

3. 学費等の納入について 【入学手続Ⅱ】

下記期限までに学費等を納入してください。

なお、納入期限を過ぎた場合は、入学の権利を失いますのでご注意ください。

納入期限 2024年1月26日(金)

4. 入学金・学費等の納入にかかるサービス利用料について

各入金時にはサービス利用料が必要となります。各サービス利用料については、入学手続き時の「支払情報の確認」でご確認ください。
いずれの方法でもサービス手数料を含めて納入してください。

5. 必要書類の準備について

入学金、学費等の納入のほか、所定の手続きが必要となります。本PDF資料を確認し、ご準備ください。なお、今後資料の追加も予定しております。追加がある場合は登録のアドレスにメールで連絡をいたします。

[問い合わせ先]

岐阜聖徳学園大学 入学広報課

〒500-8288 岐阜県岐阜市中鶯1-38

TEL: (058)278-0727 (ダイヤルイン) FAX: (058)278-0730

E-mail: nyugaku@shotoku.ac.jp

学費等（前期分）の納入について

振り込みに関する注意事項

1. オンライン入学手続きページから振込依頼書をダウンロードし、振込先金融機関を選択、依頼人欄（合格者氏名をカタカナで）を記入の上、**金融機関窓口（ゆうちょ銀行を除く）**から**電信扱い**にて振り込んでください。
2. 現金自動預払機（ATM）やインターネットバンキングからの振り込みも可能です。振込依頼書に記載されている注意事項をよく読んで手続きを行ってください。
3. 振り込みには、振込手数料がかかります（各自で負担してください）。
4. 取扱金融機関の収納印をもって本学領収書に代えますので、大切に保管してください（領収書の発行は行いません）。

今回納入する学費等（前期分）の内訳（単位：円）

内 訳		前期分
学 費	授 業 料	350,000
	教育充実費	180,000
※委託 徴収金	後 援 会 費	25,000
	学 友 会 費	10,000
合 計		565,000

※学校法人聖徳学園が岐阜聖徳学園大学後援会、岐阜聖徳学園大学学友会から会費等の徴収業務の依頼を受け、徴収するものです。学友会費については、在学中分10,000円を今回一括徴収します。

2024年度入学生の年間学費等納入金

（単位：円）

内 訳		前期分	後期分	年 額
学 費	授 業 料	350,000	350,000	700,000
	教育充実費	180,000	180,000	360,000
※委託 徴収金	後 援 会 費	25,000	25,000	50,000
	学 友 会 費	10,000		10,000
合 計		565,000	555,000	1,120,000

後期分からは納入方法が口座振替となります。詳細は6月頃にご案内します。

学費等は在学中に改定されることがあります。なお、学費等には消費税は加算されません。

教育学部学校教育課程の理科実験実習費・音楽実習費について

学費等のほかに理科実験実習費・音楽実習費を入学後、前期・後期に分けて徴収します。（単位：円）

対 象 者		前期分	後期分	年額
理 科 専 修		50,000	50,000	100,000
音 楽 専 修		100,000	100,000	200,000
特別支援教育専修 学校心理専修	中学校・高等学校教諭免許状（理科） を取得しようとする者	25,000	25,000	50,000
	中学校・高等学校教諭免許状（音楽） を取得しようとする者	50,000	50,000	100,000

卒業証明書の提出について

卒業した高等学校・中等教育学校から発行される「卒業証明書」（高等学校卒業程度認定試験合格者は「高等学校卒業程度認定試験合格書」）を準備して、学生課オリエンテーション時に提出してください。卒業証明書が A4 サイズでない場合（A5 や B5 など）は次ページの「卒業証明書台紙」を印刷し、糊付けして提出してください。

〔問い合わせ先〕

岐阜聖徳学園大学 入学広報課

〒500-8288 岐阜県岐阜市中鶉 1-38

TEL: (058) 278-0727 (ダイヤルイン) FAX: (058) 278-0730

E-mail: nyugaku@shotoku.ac.jp

卒業証明書台紙 (A5・B5サイズ用)
(高等学校卒業程度認定試験合格証明書)

※証明書 (A5 又は B5 サイズ) を枠に合わせて糊付けしてください。

※A4サイズの証明書はこの台紙には糊付けせず、原本をそのまま提出してください (右上に学籍番号を記入してください)。

B5

A5

学校推薦型選抜

指定校制推薦方式合格者

系列校特別推薦方式合格者 各位

岐阜聖徳学園大学

教育学部長 秋山晶則

入学前準備教育講座について

このたびは、本学教育学部の合格おめでとうございます。これからの大学生活への期待に胸を膨らませておられることと思います。

さて、本学教育学部では学校推薦型選抜指定校制推薦方式・系列校特別推薦方式合格者の方を対象として、通信添削システムを活用した「入学前準備教育講座（DVD 講座）」を実施しています。これは、入学後の学修をよりよく進めるために、また将来の教員採用試験をはじめとする各種試験合格のために必要とされる基礎学力を備えるためのもので、入学までの期間を利用して、自宅にて行います（費用1科目分は本学が負担します）。

また、専修別課題として各専修の専門性に関する課題を実施しています。4月からの各専修の学びに役立つ課題を提示しますので、入学までの期間を利用して自宅にて学習を進めてください。

入学前準備教育講座の詳しいご案内については、12月中旬にお送りしますのでご確認ください。

4月の入学式で、学習の基礎を身に付け、学習意欲に溢れた皆さんにお会いできることを教職員一同楽しみにしています。

<講座の概要等> ※ 詳細は12月中旬にお送りします。

○入学前準備教育講座（DVD 講座）

1. 受講科目

指定校制推薦方式・系列校特別推薦方式で実施した「国語」「数学」「英語」の基礎学力検査の得点状況により、本学で科目を指定、または自分で科目を選んで1科目受講します。いずれの講座も90分のDVDとテキストを進めながら、指定された期限までに課題を提出します。また、任意（有料）でさらに1科目選択受講することもできます。

2. 実施期間

令和6年1月中旬～3月

3. 実施方法

本講座は株式会社ナガセに委託して行います。内容については12月中旬に講座についての詳しいご案内『入学前準備教育講座（DVD 講座）の実施について』をお送りします。

なお、本講座の受講にはDVD再生機器が必要となりますので、お持ちでない方はご準備ください。

4. 費用

1科目は大学が全額負担のため、費用は必要ありません。（任意申込の1科目は有料です）

※課題提出時の切手代のみ各自で負担ください。

○専修別課題

1. 実施期間

令和5年12月中旬～令和6年2月上旬

2. 実施方法

講座の詳しいご案内については、12月中旬頃に大学からお送りします。

課題内容、提出方法等を確認し、提出してください。

3. 費用

費用は必要ありません。

「学生身上書」の記入および「住民票記載事項証明書」の提出について

1. 「学生身上書」の記入について

オンライン入学手続きシステムにある「学生身上書」は、本学が相談及び指導の際、基礎資料として使用するためのものですので、ありのままを正確に記入してください。原則として他の目的には使用しません。ただし、法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産を保護するために必要がある場合は、第三者に開示することがあります。

なお、入学後は、各キャンパス学生課にて厳重に管理します。在学中に記入内容（住所・電話番号など）に変更のある場合は、入学後に使用する学生支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」から変更の申請を必ずしてください。

(1)「保証人等」「緊急連絡先」の欄は、必ず記入してください。

(2)家族欄には、本人と生計を一にする者、同居・別居を問わず全員記入してください。

勤務地等の関係で別居している場合、就学又は病気療養のため一時別居している場合は、その旨を備考欄に記入してください。別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は除いてください。

※学籍番号は、入学式当日に交付される学生証に記載されています（受験番号ではありません）。

※提出書類の住所は、入学以降の居住地となる住所を記入してください。

2. 「住民票記載事項証明書」の提出について

「住民票記載事項証明書」様式をダウンロード、印刷し必要事項を記入の上、居住地の市（区）役所・町村役場で証明を受けてください。注意事項が様式下部に記載されていますので、よく読んで市（区）役所・町村役場の指示に従ってください。なお、本籍地記載のある住民票（本籍地未記載のものは不可、マイナンバーの記載がないもの）の写しに代えることもできます。

※外国籍の方は、住民票の写し（ただし、マイナンバーの記載がなく、国籍の記載があるもの）を提出してください。

【問い合わせ先】

○教育学部・外国語学部・看護学部

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス）羽島学生課

〒501-6194 岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地

TEL : 058-279-6736（直通） E-mail : h-gakusei@shotoku.ac.jp

○経済情報学部・短期大学部

岐阜聖徳学園大学（岐阜キャンパス）岐阜学生課

〒500-8288 岐阜市中鶉一丁目38番地

TEL : 058-278-4189（直通） E-mail : g-gakusei@gifu.shotoku.ac.jp

※メール送信の際には、受験番号と名前を明記してください。

学籍番号 ※学籍番号は入学後記入してください

--	--	--	--	--	--	--	--

住民票記載事項証明書

住所				世帯主氏名			
世帯主との続柄		氏名		性別			
生年月日	昭和・平成 西暦	年	月	日生	本籍地		都・道 府・県

上記のとおり相違ないことを証明する

年 月 日

市（区）町村長 氏名



住民票記載事項証明を受けるにあたっての注意事項

この証明書は入学する方の氏名、生年月日を確認するためのものです。現在の居住地の市（区）役所・町村役場又は、入学後の居住地の市（区）役所・町村役場に持参し、証明を受けてください。

なお、記入・証明を受けるにあたっては市（区）役所・町村役場の指示に従ってください。

- 住民票記載事項証明書は、本学に入学する方の住所・世帯主・世帯主との続柄・本人氏名・性別・生年月日・本籍地の証明を受けてください。
- 証明を受ける場合、市（区）役所・町村役場備付けの申請書に所要事項を記入し、この証明書と一緒に提出してください。なお、申請書に「使用目的」欄がある場合は「岐阜聖徳学園大学入学手続に必要なため」と記載してください。

※外国籍の方は、住民票の写し（ただしマイナンバーの記載がなく、国籍の記載があるもの）を提出してください。

【問い合わせ先】

- 教育学部・外国語学部・看護学部
岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス）羽島学生課
TEL：058-279-6736
E-mail：h-gakusei@shotoku.ac.jp
- 経済情報学部・短期大学部
岐阜聖徳学園大学（岐阜キャンパス）岐阜学生課
TEL：058-278-4189
E-mail：g-gakusei@gifu.shotoku.ac.jp

通学について

1. 通学定期券の購入について

通学定期券は、本学への通学を目的とし、現住所の最寄り駅から各キャンパスまでの最短経路に限り購入できます。

① 入学後の定期券の購入

「学生証」「在籍確認兼通学証明シール」は、入学式当日受付で交付します。学生証の裏面に在籍確認兼通学証明シールを貼付し、必要事項を記入した上で、各交通機関の窓口で所定の手続きを取ってください。

② 入学式以前の定期券の購入

以下の交通機関では、入学式以前に通学定期券の購入ができます。希望者は、各交通機関の窓口で所定の手続きを取ってください。なお、JR・名古屋鉄道（名鉄）の通学定期券購入には学生証が必要ですので、入学式前に通学定期券の購入はできません。

交通機関	購入可能日	必要書類
岐阜バス	使用開始日の14日前以降	合格通知書
名阪近鉄バス	使用開始日の7日前以降	
名古屋市営バス・地下鉄	3月15日以降	

※上記以外の交通機関については、通学定期券を購入する前に交通機関へお問い合わせください。

2. 大学直通バスについて

大学直通バスを以下のとおり運行しています。 ※1

運行日：授業日、定期試験日 ※2

時刻表：本学 Web ページに掲載（2024年度版については2024年3月に掲載予定）

料金・支払い方法について

2023.10.01現在

発着区間		支払い方法	料金	運行会社
羽島キャンパス	・JR岐阜駅 （⑥番乗り場） ・名鉄岐阜駅 （ハスターミナルA乗り場）	・現金 ・ayuca乗車券 ※3 ・ayuca定期券 ※3 (購入区間名：JR岐阜駅or名鉄岐阜駅⇄岐阜聖徳学園大学)	480円 (片道)	岐阜バス
	【西岐阜駅線】 ・JR西岐阜駅(1階南口) 【笠松駅線】 ・名鉄笠松駅(駅前ロータリー)	・専用乗車券 ※専用乗車券は羽島Cコンビニのみで販売します。 ※西岐阜駅線、笠松駅線は共通乗車券です。	2,500円 ／10枚綴り (片道1枚使用)	ドラサービング
岐阜キャンパス	・JR岐阜駅 （⑥番乗り場） ・名鉄岐阜駅 （ハスターミナルA乗り場）	・現金 ・ayuca乗車券 ※3 ※4 ・ayuca定期券 ※3 ※4 (購入区間名：JR岐阜駅or名鉄岐阜駅⇄六条大溝町)	230円 (片道)	岐阜バス

※1. 大学直通バスは、他キャンパスを経由しません。行き先（キャンパス）を間違えないよう注意してください。

※2. 運行日・時刻表は、急遽変更する場合があります。学内掲示板、本学ホームページ等で確認の上、利用してください。

※3. ayuca以外のICカード（TOICA・Suica・manaca等）は使用できません。

※4. 岐阜キャンパス行きのayuca定期券・乗車券は、大学直通バス、路線バス共に利用できます。

3. 自動車通学・自転車通学等について

〔自動車通学〕

許可制のため自動車通学を希望する者は、必ず「自動車通学申請書」を提出し許可を得なければなりません。駐車場の契約方法・料金などは、学生課オリエンテーション時に案内します。学生課オリエンテーションまでは、公共交通機関を利用してください。

〔自転車・原動機付自転車・オートバイ通学〕

許可制のため、学生課に「自転車・原動機付自転車・オートバイ通学申請書」を提出し、通学許可シールを受け取ってください。許可シールの無い自転車は撤去する場合があります。申請方法等の詳細は学生課オリエンテーション時に案内します。

日本学生支援機構奨学金について

1. 奨学生採用候補者決定通知の提出

令和6年度奨学生採用候補者に決定している方は、以下の書類を各キャンパス学生課に提出してください。提出の時期は、学生課オリエンテーションで連絡します。

人的保証制度を選択の方	機関保証制度を選択の方	給付奨学金を利用する方
・ 令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知〔進学先提出用〕		
・ 連帯保証人の「印鑑登録証明書」 ・ 保証人の「印鑑登録証明書」 (印鑑登録証明書は令和6年3月以降に取得してください。コピー不可) ・ 連帯保証人の「源泉徴収票」又は「市区町村発行の所得証明書」(コピー可)	特になし	自宅外通学該当者のみ ・ 自宅外通学であることの証明書 (アパート等の賃貸契約書の写し)

※決定通知の提出後、別途手続きが必要となります。印鑑登録証明書等は、その際に提出が必要となりますのであらかじめ準備願います。

2. 入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ方へ

①『決定通知』に「入学時特別増額貸与奨学金（申告不要）」と記載のある方

「入学時特別増額貸与奨学金」の申し込み条件を満たしていますので、『決定通知』の提出のみで「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることができます。

②『決定通知』に「入学時特別増額貸与奨学金（申告必要）」と記載のある方

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」から融資を受けることができない場合のみ、「入学時特別増額貸与奨学金」の申し込みが可能となります。入学前に「国の教育ローン」の申し込みをしていただき、その結果によって次のような手続きをしてください。

a. 「国の教育ローン」の融資を受けることができた方

「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることができませんので、『決定通知』表面1の「辞退します」に☑を付け、提出してください。

b. 「国の教育ローン」の融資を受けることができなかった方

『決定通知』表面1に記載の必要書類を提出していただくことで、「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることができます。『決定通知』と併せて必要書類を提出してください。

3. 本学入学後新規に申し込みを希望する方へ

詳細は、大学構内の学生課掲示板と各キャンパスの学生課オリエンテーションで案内します。

4. 「在学猶予願（在学届）」について

本学入学以前に他大学・専修学校等で、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、本学在学中の返還猶予を希望する方は、4月中旬までに学生課まで申し出てください。

本学入学後も日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する場合は、新規での申込手続きが必要となります。

「健康記録票」の記入について

「健康記録票」は、本学が相談及び指導の際、基礎資料として使用するものですので、ありのままを正確に記入してください。原則として他の目的には使用しません。ただし、法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産を保護するために必要がある場合、学内集団感染などにおいて緊急を要する場合は、第三者に開示することがあります。

また、実習必要要件として求められた個人情報（予防接種歴を含む）については、本人の同意を得た上で学外実習先へ開示する場合があります。

なお、「健康記録票」については各キャンパスの保健室が厳重に管理します。在学中、記入内容（住所など）に変更のある場合は、各キャンパスの保健室に必ず届け出てください。

● 健康記録票の記入についての注意事項

次ページにある健康記録票（下書き用）を印刷の上、下記注意点を確認しながら準備してください。オリエンテーション当日に清書していただきますので持参してください。

- (1) 記入項目は、正確に記入し、記入漏れがないようにしてください。
- (2) 〔予防接種歴・罹患（^{りかん}病にかかったこと）歴〕は、母子健康手帳等を参照してわかる範囲で記入してください。
- (3) 学籍番号は入学式当日に交付する学生証に記載されています（受験番号ではありません）。
- (4) 提出書類の住所は、入学以降の居住地となる住所を入力してください。

お問い合わせ先

【経済情報学部・短期大学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724

hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・外国語学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257

hokenh@shotoku.ac.jp

健康記録票



※☑と記入すること

※アルファベットは○で囲むこと ※学籍番号は入学後に記入

Header form containing school department selection (e.g., 教育学部), student ID, name, and birth date.

Form for residence and contact information, including current address, phone numbers, and emergency contacts.

【現在の体調・通院治療などについて】

緊急を要する場合、本人の生命、身体を保護するために必要がある場合など、本人の同意を得ることが困難なときには、法令やガイドラインに基づいて情報共有することがあります。

【現病歴】 Section with checkboxes for various conditions like heart disease, kidney disease, allergies, etc.

Table with columns: 診断名 (Diagnosis Name), 発症年齢 (Onset Age), 治療状況 (Treatment Status), 特記事項 (Remarks).

Additional questions regarding current treatment, medication use, and diagnosis details.

【既往歴】 Section asking about past major illnesses, surgeries, and hospitalizations.

Text area for past medical history details.

Table for past medical history with columns: 診断名, 発症年齢, 治療状況, 特記事項.

【予防接種歴・罹患(りかん・病気にかかったこと)歴】

Table for vaccination and illness history with columns: 疾患(りかん・病気にかかったこと)の有無, 予防接種年月日.

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について】

Questions regarding the possession of disability certificates and support needs.

Table for recording support needs with columns: 希望の有無, 配慮事項 (e.g., 視力, 聴力).

※上記について、これまで(高校などで)の配慮・支援実績がありましたら裏面の調査票に記入してください。 ※この用紙はオリエンテーション時に提出してください。

健康調査票



※☑と記入すること

※アルファベットは○で囲むこと ※学籍番号は入学後に記入

所	<input type="checkbox"/> 教育学部 (専修) <input type="checkbox"/> 外国語学部 <input type="checkbox"/> 看護学部 <input type="checkbox"/> 経済情報学部 <input type="checkbox"/> 短期大学部 (第一部) <input type="checkbox"/> 大学院 (研究科)	学籍番号	K・G・N・J・T・M・D								
		フリガナ									
属		氏名	(姓)				(名)				

この1年間をふりかえり、あてはあまる項目に○印または記入してください。
健康記録票は、あなたの健康管理のために使用するものです。
配慮等が必要な場合は、法令やガイドラインに基づき情報提供を行います。

項目		1年生	2年生	3年生	4年生
生活面	1 朝食を抜くことが週3回以上ありますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	2 夕食後に、間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ありますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	3 便通の頻度はどれぐらいですか。	日 回	日 回	日 回	日 回
	4 この1年間で体重の変動が±5kg以上ありましたか。	・増えた ・減った ・変化なし	・増えた ・減った ・変化なし	・増えた ・減った ・変化なし	・増えた ・減った ・変化なし
	5 睡眠時間は、およそ何時間ですか。	時間	時間	時間	時間
	6 睡眠で、休養が十分とれていますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
運動面	7 1回30分以上の運動を週1~3回、実施していますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	7 運動内容を記入してください。	運動内容	運動内容	運動内容	運動内容
	8 活動回数を記入してください。	回/週	回/週	回/週	回/週
精神面	8 運動中や運動後、体の異変を感じたことがありますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	現在の状況について、お答えください。				
	9 学生相談室を利用したいと思いませんか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	10 学生生活に不安を感じることはありませんか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
酒・たばこ	11 学生生活について不安にかんじていることがあれば、具体的に記入してください。				
	※12 飲酒をしていますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	※12 お酒を飲む頻度を教えてください。	毎日 週 回 年 回	毎日 週 回 年 回	毎日 週 回 年 回	毎日 週 回 年 回
	※13 今までにお酒を飲んで倒れて、意識を失ったことがありますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
女性の方	※13 タバコを吸っていますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	※13 () 歳から喫煙開始、現在1日()本	歳から 本/日	歳から 本/日	歳から 本/日	歳から 本/日
	14 月経痛はありますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	14 月経痛は鎮痛剤を飲むと楽になりますか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
アルバイトをしている方	14 月経不順ですか。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	15 勤務時間について記入してください。 ※変則勤務がある場合も記入してください。	時~ 時 時~ 時 時~ 時	時~ 時 時~ 時 時~ 時	時~ 時 時~ 時 時~ 時	時~ 時 時~ 時 時~ 時
	15 仕事内容(例 飲食業・コンビニ・塾など)				
	16 現在の体調について、何か気になることがある方は記入してください。				
備考	17 現在、通院治療中の方は、診断名・使用している薬を記入してください。	(診断名) (薬)	(診断名) (薬)	(診断名) (薬)	(診断名) (薬)
	18 現在、具体的な支援・配慮が必要な方は記入してください。 ※ただし、本学の制度や体制などの状況により、同様の配慮ができない可能性もあります。				
	19 これまでに具体的な配慮・支援実績等がある方は記入してください。				

※表裏の両面全てを記入してください。
※12・13は20歳以上の方のみ※13は喫煙者の方のみ記入してください。

健康診断の受診について

新入生の健康診断では、身長・体重測定、視力、血圧、尿検査、胸部レントゲン検査、心電図検査、内科検診を行います。その他に追加検査が必要な場合があります。

追加検査については、下記の事項をよく読み、該当する方は「証明書発行サービス」を利用して必要な追加検査の申込みを行ってください。

健康診断の日程や追加検査の申込み方法については、新入生オリエンテーション（保健室）でお伝えします。

教育学部（羽島キャンパス） 申込み期限あり（後日連絡予定）

- ・保育専修の方は、下段①～⑤の追加検査申込み（追加検査セット B を選択）を行ってください。
- ・保育専修以外の専修の方は、下段①～③の追加検査申込み（追加検査セット A を選択）を行ってください。

外国語学部（羽島キャンパス） 申込み期限あり（後日連絡予定）

教員免許状取得を希望する方は、下段①～③の追加検査申込み（追加検査セット A を選択）を行ってください。

看護学部（羽島キャンパス）

看護学部の方は全ての追加検査が健診項目に含まれていますので申込みは不要です。看護実習に係る抗体価検査は別日に実施します。

経済情報学部（岐阜キャンパス） 申込み期限あり（後日連絡予定）

教員免許状取得を希望する方は、下段①～③の追加検査申込み（追加検査セット A を選択）を行ってください。

短期大学部（岐阜キャンパス） 申込み期限あり（後日連絡予定）

全員下段の①～⑤の追加検査申込み（追加検査セット B を選択）を行ってください。

【追加検査項目代金の内訳】

	検査項目	検査料
▼小児感染症 抗体価検査 (②～⑤)	① 聴力検査	400 円
	② 麻疹 (IgG) 抗体検査	2,100 円
	③ 風疹 (HI) 抗体検査	900 円
	④ 流行性耳下腺炎抗体検査	2,200 円
	⑤ 水痘抗体検査	1,700 円
	⑥ 色覚検査	400 円

※幼稚園・保育所実習、教育実習、就職の際に、▼小児感染症抗体価検査(②～⑤)・色覚検査(⑥)の結果を必要とする場合があります。詳しくはオリエンテーションで説明します。

お問い合わせ先

【経済情報学部・短期大学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724

hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・外国語学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257

hokenh@shotoku.ac.jp

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険・ 学研災付帯学生生活総合保険について

本学学生は大学負担により、学生教育研究傷害保険（略称「学研災」）および学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）に全員が加入します。加入手続きは、大学にて済ませていただきますので、改めて手続きをしていただく必要はありません。また、看護学部は学部の特性から、医療系の事故に特化した補償制度「Will」に大学負担で全員が加入します。加入手続きは大学で行います。補償内容についてはパンフレットをご参照ください。

別に任意保険として「学研災付帯学生生活総合保険」のパンフレットを掲載しています。他にオリエンテーションにてご案内するものもありますが、任意ですので各自内容を確認のうえ、必要に応じて直接、保険会社へ申込み手続きを行ってください。申込〆切日を過ぎても加入できます。

【保険の種類による違い】

学研災（傷害保険）・・・被保険者（学生）本人のケガに対する補償

死亡保険金額最高1,200万円+通学中等危険担保特約

[補償対象者] 教育学部、外国語学部、看護学部、経済情報学部、短期大学部

※本学での教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害（怪我）を被った場合に対象となります。

※病気についての補償はありません。

付帯賠償「学研賠」・・・学生が他人にケガをさせたり、他人の者を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償 ※8

[補償対象者] 教育学部、外国語学部、経済情報学部、短期大学部

[対象となる交通手段] 徒歩、自転車、電車等公共交通機関に限る。

※補償範囲活動以外での通学中や日常生活における賠償責任には適用されません。

付帯賠償「医学賠」・・・学生が他人にケガをさせたり、他人の者を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償

[補償対象者] 看護学部

[対象となる交通手段] 徒歩、自転車、電車等公共交通機関に限る。

※補償範囲活動以外での通学中や日常生活における賠償責任には適用されません。

付帯学総・・・病気、ケガについての入院、通院1日目から補償します。

※8を24時間補償します。

	加入方法	補償対象活動範囲	補償内容							
			正課・学校行事中	学校施設内 (正課・学校行事中を除く)	課外活動中	学校施設内 (課外活動中を除く)	臨床実習中(看護のみ)	通学中・施設間移動中	その他日常活動	
学研災		正課中 学校行事中 課外活動(クラブ活動)中 通学中 学校施設間移動中	● ○ ※1 ■ ※2	● ○ ※1 ■ ※3	● ○ ※1 ■ ※4	● ○ ※1 ■ ※3	● ○ ※1 ■ ※2	● ○ ※1 ■ ※3		
付帯賠償	学研賠	大学にて加入(大学負担) 正課中 学校行事中 課外活動(※7)中 教育実習、保育実習 介護等体験活動、インターンシップ ボランティア活動(※7)及びその往復	△ ※5		△ ※5				△ ※6	
	医学賠	正課中 医療関連実習中 学校行事中 課外活動(※7)中 + 学研賠の活動範囲	△ ※6			△ ※6	△ ※6	△ ※6		
付帯学総	任意(個人負担)	加入タイプ別	○ ■ △	○ △	○ ■ △	■	○ ■	● ○ ■ △	● ○ ■ △	

※1 日額4,000円(180日限度) 1日目より支払

※2 治療日数1日以上 3,000円~30万円

※3 治療日数4日以上 6,000円~30万円

※4 治療日数14日以上 3万円~30万円

※5 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。正課中・学校行事中とみなす場合に限る

※6 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

※7 インターンシップ又はボランティア活動の実施を目的とした組織として大学の承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ又はボランティア活動

お問い合わせ先

【経済情報学部・短期大学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724

hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・外国語学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257

hokenh@shotoku.ac.jp

重要

岐阜聖徳学園大学・大学院／岐阜聖徳学園大学短期大学部 学生・保護者の皆様へ！



学生生活や日常生活のもしもを総合的にサポートするなら

学研災付帯学生生活総合保険
(付帯学総)

付帯学総にご加入いただく場合、学生教育研究災害傷害保険(学研災)への加入が必要です。学研災の加入については、大学までお問い合わせください。

団体割引
30% 適用学生自身の病気やケガ、インターンシップ中や
自転車運転中の高額賠償事故などを、
24時間、365日幅広く補償します。自転車条例
に対応全国各地の自転車条例
に対応しています

通院1日目から補償

- かぜ・インフルエンザによる
通院でも1日目から対象
- 調剤薬局で処方された
薬代金も対象



©東京海上日動

保険金お支払い例

治療費用(病気): 発熱のため通院した。
…お支払い保険金: **3,860円**治療費用(ケガ): 学校行事の準備中、
右足親指を強打し負傷した。
…お支払い保険金: **12,220円**

個人賠償責任示談交渉サービス付

- インターンシップやアルバイト中も
補償の対象となります！



©東京海上日動

保険金お支払い例

個人賠償責任: 自転車で、停車中の車に追突した。
…お支払い保険金: **100,954円**

メディカルアシスト 自動セット

下宿の学生も安心です!!
お電話にて各種医療に関する相談に応じます。[https://tokiomarine.
my.salesforce-sites.com/
futaigakuso?id=0243500](https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0243500)お手続きは、便利で簡単!
「サイちゃんの学生保険サイト」
をご利用ください。申込締切 **2024年3月29日(金)**

※必ず締切日までにお振込みください。

- 2024年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は、振込日翌日からの補償開始となります。
- 2024年4月30日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。
(Webサイトで保険料をご確認できない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。)
- 退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

岐阜聖徳学園大学・大学院／岐阜聖徳学園大学短期大学部

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(*)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(*) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(*)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(*) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用^(*)(*)⁽²⁾(*)⁽³⁾

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

区分	負担割合	自己負担額
1	0%	0円
2	10%	380円
3	30%	1,140円
4	50%	1,900円

ケガ・病気

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(*)(*)⁽⁴⁾を保険金としてお支払いします。

(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。)

(*) 1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(*) 2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日: 2024/4/15 のケース

60日を経過した日: 2024/6/13

60日を経過した日の属する月の末日: 2024/6/30

2024/4/15 ~ 2024/6/30の治療が支払対象

(*) 3) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(*) 4) 自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。



4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 育英・学資費用^(*)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガ)

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガ・病気)

お支払対象期間中^(*)(*)⁽²⁾に実際にかかる授業料等の学資費用を支払う年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(*) 1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(*) 2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用動産

下宿限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。



7 借家人賠償責任

下宿限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。



メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付^{*}1

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限り、(親族:配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。)*6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、

緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配^{*}2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

* 1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
* 2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布のご案内チラシに記載しています。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。

※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご確認ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。



Q 入学時は自宅通学だが、途中から下宿を予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿を始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 下宿の方もご加入いただくことが可能です。			下宿の学生		
保険金額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
		入院・通院 ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償	
	4 救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 育英費用 ^(※4) ケガ	100万円	100万円		100万円	100万円	
		学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ	50万円	50万円	対象外	50万円	50万円
学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気		50万円	対象外		50万円	対象外	
6 生活用動産 ^(※6)				50万円	50万円	50万円	
	対象外	対象外	対象外				
7 借家人賠償責任 ^(※6)				300万円	300万円	300万円	

保険料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2028年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	56,610円	41,220円	36,790円	62,600円	47,210円	42,780円	
	2027年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	40,210円	31,260円	28,300円	44,800円	35,850円	32,890円	
	2026年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	25,670円	21,560円	19,800円	28,880円	24,770円	23,010円	
	2025年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	13,190円	12,120円	11,310円	15,030円	13,960円	13,150円	

- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。
- (※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次^(※7)までの期間です。
- (※6) 下宿の学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。
- (※7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次 ^(※7) に応じて
4年間	2028年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2027年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2026年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2025年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2025年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）
 「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上6職種）

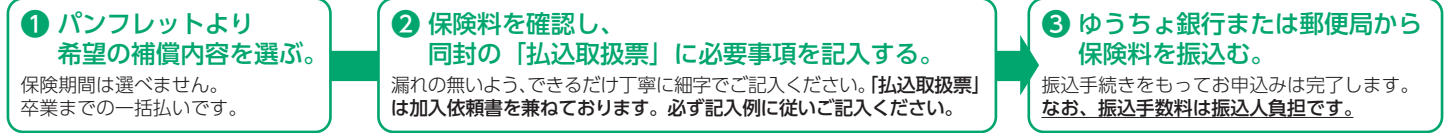
ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！卒業まで安心！

推奨 スマートフォンやPCからのWeb加入



※ Web加入が出来ない場合⇒郵便局でのお申込み



6月中旬頃、加入者証が到着する。

加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。

* 送付先は扶養者住所です。

※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合（新規申込・変更）、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。

返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご注意ください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、**本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります**（退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

保険金を請求するときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸 岐阜支店 大垣支社	〒503-0911 岐阜県大垣市室本町5-14 大垣東京海上日動ビル3F (TEL 0584-78-8901 FAX 0584-78-8902) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（保健室）までお問い合わせください。
--------------------	--------------------------------	---

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸 岐阜支店 大垣支社	0584-78-8901 (代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）[0120-720-110]へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
-------------------	--------------------------------	---

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 岐阜支店 大垣支社	〒503-0911 岐阜県大垣市室本町5-14 大垣東京海上日動ビル2F (TEL 0584-75-2601 FAX 050-3385-6616)
--------	-------------------------------------	--

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（保健室）までお問い合わせください。

2023年6月作成
23T-000515

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約(注1)	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用員による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
医療費用補償特約(注2)・待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償)	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院より負担した額に限りします。 ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4) ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合は自己負担額から控除します。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・薬物の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患*2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔瘻、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用員による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3 等
	治療費用保険金 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。(代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限りします。) ▶1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊、盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合にも、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます)・自転車、船舶等・サーフボード、ラジコン模型等・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等・商品・製品や設備・什器(じゅうき) ・動物、植物等の生物・乗車券、通貨等・貴金属、宝石、美術品等 等 *2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 *3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	*1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 *2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。
(B) + 本人のみ補償特約 + 個人賠償責任補償特約 + 個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ●学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に關し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。(代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限りします。) ▶1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊、盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合にも、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます)・自転車、船舶等・サーフボード、ラジコン模型等・携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等・商品・製品や設備・什器(じゅうき) ・動物、植物等の生物・乗車券、通貨等・貴金属、宝石、美術品等 等 *2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 *3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2*3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等の損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 *3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
 *1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
 ①学校等の正課中および学校行事に参加している間
 ②学校の施設(寄宿舎を除きます。)内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 ③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶発性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象外とさせていただきます。
 *3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
 (注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償)がセットされます。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>加補償の特約(救済者費用等補償の特約)</p> <p>国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ● 疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき(ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限り。) <p>等</p> <p>▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害 ・ ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・ この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による入院*1 <p>等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p>育英費用補償の特約</p> <p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶ 育英費用保険金額の全額をお支払いします。(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両目が失明したもの ● 咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・ 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>
<p>学業費用補償の特約</p> <p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶ 支払対象期間中の支払年度ごとに学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 両目が失明したもの ● 咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの ● 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■ 学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・ 扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・ 学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・ 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>等</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p>疾病による学業費用補償の特約</p> <p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学業費用*3を負担した場合</p> <p>▶ 支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学業費用保険金額を限度として、負担した学業費用の実額をお支払いします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■ 学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・ 扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・ 学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・ 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>等</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p>住宅内生活用財産補償の特約(注3)</p> <p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※ 以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能等を有するタブレット端末、コンパクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうそ)、動物や植物等の生物、データプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p>等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差し押え、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・ 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・ 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電気的または機械的事故に起因する損害 ・ 保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・ 詐欺または横領に起因する損害 ・ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 <p>等</p>
<p>借家人賠償責任補償の特約(借家人賠償責任補償の特約)</p> <p>国内における借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 示談交渉は弊社では行いません。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。</p> <p>※ 借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(学生本人の親族に限り。)</p> <p>も保険の対象となる方を含みます(学生本人に関する事故に限り。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 心神喪失によって生じた損害 ・ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・ 借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p>等</p>

(注3) 新価保険特約(住宅内生活用財産用)がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険(子ども総合補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明] **契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項 **注意喚起情報** ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆: 告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★: 告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
 - 他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

● すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

● 借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただけてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・ 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・ 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(こども総合補償)において、保険の対象となる方からの申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘

れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

△ 払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社がご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

△ ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

△ ●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標準等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限りません。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険期間
- 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありまして、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
- お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種別 B に該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？

なお、「職種別 B に該当する方」に該当した場合は保険料が異

なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

(*1) 各区分（職種別 A または B）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種別 A に該当する方：

下記の職種別 B に該当しない方

○職種別 B に該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」

加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2023年6月作成 23T-000513

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

払込取扱票の記入方法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。また**全ての項目が必須項目**ですので、記入もれないようご確認をお願いします。訂正の場合は――で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災（学生教育研究災害傷害保険）の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

WEB加入の場合は この払込取扱票は使用できません。

2024年度用 付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

6 学生の卒業予定年参考
(この保険は卒業までの期間一括加入です。)

卒業まで	卒業予定	平成12年	2000年
4年間	2028年 3月	平成13年	2001年
3年間	2027年 3月	平成14年	2002年
2年間	2026年 3月	平成15年	2003年
1年間	2025年 3月	平成16年	2004年
		平成17年	2005年
		平成18年	2006年

9 学生の生年月日欄参考
(西暦でご記入ください。)

払込取扱票

00	東京	口座記号番号	金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
00	110	0	3				56610					
加入者名 学総口 (財)日本国際教育支援協会			料	備考								
2024 ※〒			*扶養者の電話番号				*学研災への加入					
*住所 東京都千代田区丸の内1-2-1			*加入済み 未加入									
*フリガナ *署名 ニホン タロウ 日本 太郎			*フリガナ *氏名 ニホン ハナコ 日本 花子			*加入タイプ A			*2024年 4月 入学 *2028年 3月 卒業			
*学部学科 *フリガナ *氏名 02435-00 岐阜聖徳学園大学・大学院 / 岐阜聖徳学園大学短期大学部 〇〇学部〇〇学科 ニホン ハナコ 日本 花子			*他保険契約等 ☆学研災が継続的に従事している職業・職務 内容は、									
*学生(保険の対象となる方) *フリガナ *氏名 *学生(保険の対象となる方) *フリガナ *氏名 *学生(保険の対象となる方) *フリガナ *氏名 02435-00 岐阜聖徳学園大学・大学院 / 岐阜聖徳学園大学短期大学部 〇〇学部〇〇学科 ニホン ハナコ 日本 花子			*加入タイプ A *2024年 4月 入学 *2028年 3月 卒業									
*★学生の生年月日(西暦で記入) ※お住まいの都道府県 ※学生の電話番号(携帯等)			*本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地									
2005年 4月 5日 (自宅)下宿			090-0000-0000									
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)												

- 1** **ご署名ください。**
※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください(学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。
- 2** **必ずご記入ください。**
パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 3** **加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。**
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのでご注意ください。

- 4** **学研災(学生教育研究災害傷害保険)に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。**
皆様は全員加入しています。
- 5** **他の保険契約等(ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容(他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額)をご記入ください。**
- 6** **左上の卒業予定年を参考にして学生の大学入学年月と大学卒業予定年月をご記入ください。**

- 7** **大学院生は専攻等をご記入ください。**
- 8** **保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください(お手元の健康保険証をご確認ください)。**
組合管掌健康保険→**組合**
国民健康保険→**国民**
船員保険→**船員**
共済組合→**共済**
退職者医療制度→**退職**
全国健康保険協会管掌健康保険→**協会**
(旧政府管掌健康保険)
- 9** **左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。**
- 10** **通学の拠点となるお住まいが自宅か下宿・寄宿舎等かをお答えください。**

加入者証は6月中旬頃を目処にお送りします。

2023年6月作成 23T-000513

払込取扱票

00	東京	口座記号番号	金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
00	110	0										
加入者名 学総口 (財)日本国際教育支援協会			料	備考								
2024 ※〒			*扶養者の電話番号				*学研災への加入					
*住所			*加入済み 未加入									
*フリガナ *署名			*フリガナ *氏名			*加入タイプ			*20年 月 入学 *20年 月 卒業			
*学部学科 *フリガナ *氏名			*他保険契約等 ☆学研災が継続的に従事している職業・職務 内容は、									
*学生(保険の対象となる方) *フリガナ *氏名			*加入タイプ A *20年 月 入学 *20年 月 卒業									
*★学生の生年月日(西暦で記入) ※お住まいの都道府県 ※学生の電話番号(携帯等)			*本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地									
年 月 日 (自宅)下宿			-									
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)												

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001100
金額	298307
加入者名	学総口 (財)日本国際教育支援協会
金額	おなまえ
ご依頼人	様
料	日 附 印
金	円
備考	

※この払込取扱票は付帯学総専用です。学研災の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。
※本受領証は加入者証がお手元に届くまで大切に保管ください。
※加入者証は6月中旬を目処にお送りします。

←ご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものを
ご記入ください。

この受領証は、大切に保管してください。

<個人情報取扱に関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。

*「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動………www.tokiomarine-nichido.co.jp

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただけます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となりますので大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
- *保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。

新入生の保護者の皆さまへ

付帯学総へのご加入には、便利で簡単な「Web 加入」をおすすめします

「付帯学総」Web 加入サイト

サイちゃんの学生保険サイト



サイちゃん

QRコードから
特設サイトへアクセス!!



スマートフォンやタブレット
PCを用いて、ペーパーレスで
カンタンに保険加入手続きが
できます!

加入手続き及び
保険料のご入金は

2024年 金
3月29日

までにお済ませください

URL 🔍

[https://tokiomarine.
my.salesforce-sites.com/
futaigakuso?id=0243500](https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0243500)

岐阜聖徳学園大学・大学院／岐阜聖徳学園大学短期大学部

ご利用方法

- 1 サイトへアクセス
- 2 事前登録
- 3 加入内容の入力
- 4 加入タイプの選択
- 5 コンビニの選択
- 6 コンビニで保険料払込

※事前登録にはメールアドレスが必要になります。 ※加入タイプ選択の際には、適宜パンフレットをご参照ください。

保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで!!



サイトのご利用 8:00 ~ 22:00 の間にご利用ください。
保険料のお支払い コンビニエンスストアで 24 時間、365 日お支払いが可能です。

※ 1 申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め 30 万円以内の場合に本サイトからの申し込みが可能です。
なお、現金のみのお取り扱いです。※上記以外のコンビニはお取り扱いできません。

よくあるご質問

Q 加入タイプを誤って加入手続きをしてしまいました。保険料は未入金です。どうしたらよいでしょうか。

A もう一度初めから正しい内容で加入手続きをしてください。保険料の払込は正しい内容のもので行ってください。保険料の入金がなければ保険手続きは成立しませんので、誤って保険料を入金しないよう、ご注意ください。

Q 誤って2回手続きをしてしまいました。1回は入金をしていませんが、自動メールを受信しました。何か対応は必要でしょうか。

A 自動発信メールは止めることができません。万が一誤ったお手続きをしてしまった場合には、自動発信メールを受信しても特段の対応は不要です。

Q 加入者住所を誤って入力したまま加入手続きを完了してしまいました。保険料は入金済みです。どうしたらよいでしょうか。

A 加入手続きは完了しています。完了後の変更手続きが必要になりますので、お問い合わせ窓口（代理店）までご連絡をお願いいたします。

Q 操作の途中でアクセスできなくなってしまいました。

A しばらく時間をおいてアクセスしてください。それでもできない場合、お手数ですが再度事前登録から行っていただきますよう、お願いいたします。

Q 加入者証は届くのでしょうか？

A はい。手続き完了後に東京海上日動から加入者住所へ郵送させていただきます。

Q Web 加入は中途加入可能でしょうか。

A 中途加入可能です。Web 加入画面にて、加入月を選択いただくことで中途加入保険料が表示されます。

Q 加入者欄には学生情報を入力するのでしょうか。

A 加入者とは保険料を負担される方のことをいいます。扶養者が保険料を負担される場合は、加入者氏名欄に扶養者の方の情報をご入力ください。なお、学生が未成年の場合、加入者欄には扶養者情報をご入力いただく必要があります。

ご利用環境

OS とブラウザの組合せは以下を保証しています。

- Windows10 – Edge, Chrome
- Android – Chrome ● iOS – safari

ご注意点

- このチラシは「サイちゃんの学生保険サイト」の概要・利用方法をご説明するものです。保険加入の際には、必ず募集文書（パンフレット）をご確認ください。
- コンビニ払い手数料は振込人負担です。

お問い合わせ先

付帯学総の加入手続き、Web 加入サイトの操作方法については、右記の取扱代理店までご照会ください。

株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸 岐阜支店 大垣支社

〒503-0911 岐阜県大垣市室本町5-14 大垣東京海上日動ビル3F
TEL : 0584-78-8901 FAX : 0584-78-8902

学生・保護者の皆様へ

岐阜聖徳学園大学/大学院

岐阜聖徳学園大学短期大学部

公益財団法人日本国際教育支援協会

「学研災付帯学生生活総合保険」加入についてのお知らせ

(略称：「学研災付帯学総」)

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学では、正課中・大学行事中、課外活動中（大学に事前に届け出のあるものに限る。）及び大学施設内における休憩中ならびに通学中（大学施設間移動中も含む）に発生した怪我に備え、（公益財団法人）日本国際教育支援協会『学生教育災害傷害保険（略称：「学研災」）』に、全学生が加入（大学負担）しています。

しかし、この制度は、学生本人の病気や、日常生活などにおいて他人に怪我をさせたり他人の物を壊したりした場合には適応されません。

そこで、本学では、学生生活全般に対応できる補償制度のひとつとして、『学研災付帯学生生活総合保険（略称：「学研災付帯学総」）』の加入（個人負担）を推奨しています。

なお、『学研災付帯学生生活総合保険（略称：「学研災付帯学総」）』の加入締切日は、以下の通りとなっております。補償内容の詳細などは、同封のパンフレットをご参照ください。

締切日：2024年3月29日（金）

（保険問い合わせ先：パンフレット裏面に記載 取扱代理店まで）

※2024年4月1日以降にお振込の場合は振込日翌日から補償開始となります。

※2024年4月30日以降にお申し込みの場合は、Web サイトにて保険料をご確認ください。

「学研災付帯学総」は、「学研災」では補償されない学内外における怪我や病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む）を補償するほか、課外事故時の賠償責任補償（アルバイト中やサークル活動中を含む）、自転車事故の高額賠償等の学生生活を24時間、365日を総合的に補償する内容（注1）となっています。

なお、「学研災付帯学総」は追加して任意で加入できる保険ですので、既に他の傷害・生命保険等に加入し、怪我や病気の補償がある場合は、重ねて加入する必要はありません。

保険の補償内容につきましては、入学手続き書類内でも案内しておりますので、合わせてご覧ください。

敬具

（注1） 正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内の事故における死亡・後遺障害については本保険の対象ではなく、学研災の補償対象となります。

2023年9月作成 23TC-003466

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険(学生教育研究賠償責任保険)の加入及び
学研災付帯学生生活総合保険(任意保険)について

本学では、学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)および学生教育研究賠償責任保険(略称「学研賠」)に、全員が加入(大学負担)しております。
なお、学研災付帯学生生活総合保険(略称「付帯学総」)は任意加入(個人負担)となります。詳細は、下記ならび別紙パンフレットをご参照ください。

【保険の種類による違い】

全学部 共通	学研災 (大学負担)	被保険者(以下:学生)本人のケガに対する補償 ※本学での教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害(怪我)を被った場合。
教育 外国語 経済 短大	付帯賠償 学研賠 (大学負担)	学生が他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償 (対象となる交通手段:徒歩、自転車、電車等公共交通機関に限る) ※補償範囲活動以外での通学中や日常生活における賠償責任には補償されません。
全学部 共通	付帯学総 (任意加入)	学生生活全般に対応できる補償 ※国内外で学生本人が偶然な事故により他人に怪我をさせたり、物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償。 ※学生本人が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害(怪我)を被った場合。(死亡・後遺障害保険、治療費用保険) ※学生本人が病気で入院または通院した場合。(歯科疾病治療ならびに精神障害による入通院、痔核・裂肛等は除く。) 他、救援者費用等保険金、育英・学資費用保険金・生活用財産保険金、借家人賠償責任保険金は、加入タイプによって異なります。

【学研災・付帯賠償・付帯学総 比較表】

補償内容	補償時間	学研災(傷害保険)	付帯賠償	付帯学総		
		死亡保険金額最高2,000万円 +通学中等傷害危険担保特約	学研賠			
加入方法		大学にて加入(大学負担)		任意加入(個人負担)		
補償対象者		本学学生全員 (大学院生含む)	教育学部/外国語学部 経済情報学部/短期大学部/大学院	任意加入者		
補償対象活動範囲		正課中、学校行事中 課外活動(クラブ活動)中 通学中、学校施設間移動中	正課中、学校行事中、課外活動 (大学承認を受けたインターシップ又は ボランティア活動)中、教育実習、保育実習、 介護体験活動、及びその往復	加入タイプ別		
傷害(怪我)	死亡 後遺障害	正課・学校行事中	/	×	○ 学研災で補償	
		臨床実習中(看護のみ)				
		学校施設内(上記以外)				
		課外活動中				
		通学中・施設間移動中				
	入院	その他日常活動			×	○
		正課・学校行事中			○	○ 医療機関窓口で 自己負担した 健康保険等費用
		臨床実習中(看護のみ)			日額4,000円(180日限度) ※1日目より支払	
		学校施設内(上記以外)				
	通学・施設間移動中	×				
	通院	その他日常活動			×	○ ※通院または 入院を開始した日 から その日を含めて 60日を経過した日の 属する月の末日まで ※保険開始前の 怪我等は対象外
		正課・学校行事中			○	
臨床実習中(看護のみ)		治療日数1日以上 3,000円 ~ 30万円				
学校施設内 (課外活動中を除く)		○ 治療日数4日以上				
通学・施設間移動中		6,000円 ~ 30万円				
課外活動中		○ 治療日数14日以上 3万円 ~ 30万円				
その他日常活動	×					
病氣	死亡・後遺障害	24時間	×	×		
	入院	24時間	×	○ ※怪我の補償同様		
	通院	24時間	×			
賠償責任	正課・学校行事中	/	○ ※対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度。	○ ※1事故につき1億円限度(国内外) (例) 自転車事故の高額賠償など ※自動車およびバイク (原動付自転車)は対象外		
	臨床実習中					
	学校施設内(上記以外)				×	
	課外活動中				△ クラブ活動は除外	
	通学・施設間移動中				○ ※対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度	
	その他日常活動				×	

予防接種について

大学生活における集団生活や各実習・課外活動等において注意しなければならないことのひとつとして感染症の問題があります。

予防接種は、感染症に対する免疫を獲得し、その病気に感染することを防ぐだけでなく、罹患（病気にかったこと）することを防ぐことで感染症を拡大させないという重要な役割を持っています。予防接種法に基づき、国からも接種することが推奨されています。

教育学部全員と外国語学部、経済情報学部の教員希望者は「健康診断の受診について」のページを参照して追加検査を受け、抗体価の結果によってはワクチンの追加接種をご検討ください。

看護学部入学者のみ該当

次ページの「看護学実習に係る抗体価検査について」「看護学実習に係るワクチン接種記録の提出について」を参照してください。

お問い合わせ先

【経済情報学部・短期大学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724

hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・外国語学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257

hokenh@shotoku.ac.jp

「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について

岐阜聖徳学園大学（大学院及び短期大学部を含む。以下「本学」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」を定め、これらの法律等を遵守し、個人情報を適正に取扱いま

す。
つきましては、「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）第3版(2022.11.1)」をお読みいただき、「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名のうえ、学生課オリエンテーション時に他の手続書類とともにご提出ください。

なお、「個人情報の取扱いに関する同意書」の〔学籍番号〕は、学生課オリエンテーション当日に記入してください。（「個人情報の取扱いに関する同意書」をご記入の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書（記入例）」に沿ってご記入ください。）

提出先・提出方法

学生課オリエンテーション時に提出してください。

※学籍番号は、提出時に記入してください。

問い合わせ先

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス） 学長室
〒501-6194 岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地
TEL : 058-279-6710 E-mail : kikaku@shotoku.ac.jp

「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）」をお読みいただき、ご提出ください。

個人情報の取扱いに関する同意書（記入例）

岐阜聖徳学園大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部
学 長 様

私は、「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）第3版(2022.11.1)」
に記されている個人情報の利用目的等について理解し、個人情報の取扱いに同意します。

所属(予定)「学部」又は「大学院」を記入してください。	「西暦」で日付を記入してください。
学 部： _____ 学部 _____ (課程・学科)	年 _____ 月 _____ 日
	_____ (専修)
大学院： _____ 研究科 _____ (専攻)	
学生課オリエンテーション当日に 学生証を確認のうえ、記入してください。	学籍番号 _____
	本人氏名（自署） _____
	保護者（保証人）氏名（直筆） _____
	（未成年の方のみ）
	本人との関係 _____
本書は本人・保護者(保証人)とも必ずそれぞれ「自筆」で記入してください。	

個人情報の取扱いに関する同意書

岐阜聖徳学園大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部
学 長 様

私は、「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて(別紙)第3版(2022.11.1)」
に記されている個人情報の利用目的等について理解し、個人情報の取扱いに同意します。

年 月 日

学 部 : _____ 学部 _____ (課程・学科)

_____ (専修)

大学院 : _____ 研究科 _____ (専攻)

学籍番号 _____

本人氏名(自署) _____

保護者(保証人)氏名(直筆) _____

(未成年の方のみ)

本人との関係 _____

岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）

第3版(2022. 11. 1)

岐阜聖徳学園大学（大学院及び短期大学部を含む。以下「本学」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」を遵守し、個人情報を以下のように取扱います。

1. 個人情報の定義と取扱いについて

個人情報とは、学生及び学生の保護者等に関する情報に含まれる特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

本学では、教育研究・学生支援等、大学運営上、必要と認められる個人情報に限り、以下の＜利用目的＞で個人情報を取扱います。

＜利用目的＞

- ・学籍管理、履修管理、成績管理、学外実習、学費情報管理等、学生等の学習支援を行うため
- ・学生生活相談、課外活動支援、奨学金管理、保健衛生管理等、学生等の学生生活支援を行うため
- ・進路指導、就職活動支援、進路就職情報管理、卒業後の追跡調査等、学生等の進路就職支援を行うため
- ・保護者等への成績表開示等、保護者等と履修、成績、進路相談を行うため
- ・入学者選抜業務、入学手続き業務のため
- ・本学及び学校法人聖徳学園が設置する各校の各種案内物送付のため
- ・学内施設、設備、備品及び物品の利用管理、保安管理のため
- ・各種証明書発行のため
- ・奨学事業を行う団体、卒業生等で組織する団体（同窓会）、学生等の保護者等で組織する団体（後援会）等に必要情報を提供するため
- ・出身高等学校へ学習状況、学生生活状況等の情報提供を行うため
- ・大学評価（自己点検評価、第三者評価、認証評価等）、各種統計調査のため
- ・教育研究、FD活動（教育の質向上に関する活動）のため
- ・その他、本学の管理・運営に関する業務に必要な事項を処理するため

2. 個人情報の管理について

個人情報は、法律等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」にのっとり、漏えい・滅失・毀損等がないよう安全に管理します。

3. 個人情報の第三者への提供について

本学では、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはいたしません。ただし、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第27条」及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程第15条」に定める例外については、本人の同意なしに情報を提供することがあります。

4. 個人情報の提供を伴う業務委託について

本学では、法律等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」にのっとり、個人情報の取扱いを含む業務の一部を、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で、外部の事業者へ委託することがあります。

5. 個人情報の開示請求等について

本学が保有する個人情報については、法律等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」にのっとり、本人の書面による請求により、開示、訂正又は追加等を請求することができます。

個人情報の保護に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖徳学園（以下「学園」という。）が設置する学校法人聖徳学園寄附行為第4条に掲げる設置学校（以下「各学校」という。）並びに法人本部における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学園及び各学校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく「個人番号」及び「特定個人情報」の取扱いについては、別に定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、各学校の学生、生徒、児童及び園児（以下あわせて「在学生」という。）、在学生の保護者及び保証人、学園の役員及び職員（学園と雇用関係にあるすべてのものをいい、非常勤講師、非専任職員等を含む。以下同じ。）、並びにこれらに準ずる者（入学・入校志願者、休学・退学者、卒業者等を含む。）に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、学園及び各学校が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

3 この規程において「個人情報ファイル」とは、固有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

4 この規程において「情報主体」とは、個人情報によって識別される特定の個人（当該個人の保護者、保証人及び法定代理人を含む。）をいう。

(所属長等の責務)

第3条 理事長は、この規程及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、保有個人情報の管理について、これを統括する。

2 法人本部事務局長（以下「事務局長」という。）は、理事長の前項の業務を補佐し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、第5条に定める個人情報保護管理者を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する

ものとする。

- 3 各学校の所属長は、当該学校が保有する保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、所属する職員が個人情報を適正に取扱うよう指導し、それに関連する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。

(職員の責務)

第4条 個人情報を取扱う職員は、法令及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

- 2 個人情報を取扱う職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 前項の規定は、職員がその職を退いた場合にあっても、同様とする。

(個人情報保護管理者)

第5条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、学園すべての管理職員をもって充てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、事務局長は、特に必要と認める場合には前項に定める管理職員以外の者を、管理者に指名することができる。

- 4 管理者はこの規程の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取扱うよう指導し、監督するとともに、その取扱い並びに所管する保有個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。

- 5 管理者が取扱う個人情報及び所管する保有個人情報の範囲は、各設置校事務組織規程に定める事務分掌による。

- 6 保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報保護委員会

(委員会)

第6条 学園及び各学校の個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
- (2) 管理者から保有個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申立て等について付議された事項
- (3) 第5条第6項による管理者間の協議が調わなかった場合の取扱いに関する事項
- (4) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

(関連機関の意見聴取)

第8条 委員会は、電子計算機等を用いて管理する個人情報の取扱いについて審議するときは、必要に応じて、岐阜聖徳学園大学情報教育研究センター運営委員会又は各学校に設けられた情報システムの管理・運営に関する委員会等の意見を聴くものとする。

- 2 前項のほか、委員会は前条に規定する事項の審議のため、関係する諸機関の意見を求めることができる。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 理事長
- (2) 法人本部事務局長
- (3) 学校の所属長

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、理事長をもって充て、副委員長は、委員の互選により、選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となり、委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行し又は委員長の職務を行う。

(運営)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない委員が、あらかじめ書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合は、これを出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

(幹事)

第12条 この規程に関する事務は総務部情報課が行う。

第3章 個人情報の取扱い

(取扱い及び保有の制限等)

第13条 個人情報の保有は、学園又は各学校の業務又は教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、取扱い及び保有にあたってはその利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

- 2 個人情報は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを取扱い及び保有してはならない。
- 3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。また、変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 第1項の利用目的を情報主体が想定できる範囲を超えて変更する場合は、情報主体の同意を得なければならない。この場合に、本人の同意を得るために必要な範囲で行う個人情報の利用は、当初特定した利用目的に含まれていたか否かにかかわらず、行うことができる。
- 5 学園又は各学校は、合併、分校化、営業譲渡等によりほかの個人情報取扱事業者から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承

継前の利用目的にない場合も、目的外利用には当たらない。

6 次に掲げる場合には、前4項5項の規定により情報主体の同意を得ることが求められる場合でも、情報主体の同意は不要である。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 学園又は各学校の業務又は教育・研究活動の遂行に必要な限度で保有個人情報を学園の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- (6) 学園又は各学校が、情報主体以外の者に提供することが明らかに当該情報主体の利益になると認めるとき
- (7) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して学園又は各学校が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱うとき

(適正な取得)

第14条 学園又は各学校は、偽りその他不正の手段による個人情報を取得してはならない。

2 文書、図画及び電磁的記録に記録された個人情報を取得するとき、及び情報主体から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該情報主体の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該情報主体に対し、その利用目的を通知し、又公表しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 利用目的を情報主体に明示することにより、当該情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 出版、報道等により当該個人情報がすでに公にされているとき
- (4) 法令の規定に基づくとき、又は司法手続上必要なとき
- (5) 委員会が、利用目的を明示することにより、学園又は各学校の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めるとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他委員会が相当の理由があると認めるとき

3 第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はその他合理的な方法により、慎重に対応するように努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第15条 保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の

目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、情報主体又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 学園又は各学校の業務又は教育・研究活動の遂行に必要な限度で保有個人情報を学園の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- (6) 委員会が、情報主体以外の者に提供することが明らかに当該情報主体の利益になると認められたとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成のために保有個人情報を提供するとき、その他委員会が相当の理由があると認められたとき

3 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうち必要な事項に限定して利用し、又は提供しなければならない。

4 第2項第5号の場合にあっても、管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報の利用を特定の組織単位に限るものとする。

5 管理者は、第2項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、その事実を記録しなければならない。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 管理者は、所管する保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(正確性の確保)

第17条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、所管する保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

(安全確保の措置)

第18条 管理者は、所管する保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。その際、個人情報が漏えい、滅失又はき損等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人情報の取扱い状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報の安全管理のために、次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- (1) 責任の所在の明確化のための措置

- (2) 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備
- (3) 漏えい等に早期に対処するための体制整備
- (4) 不正な操作を防ぐための、個人データに付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
- (5) 入館（室）者による不正防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
- (6) 盗難等の防止のための措置
- (7) 情報システムから漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

(情報システムにおける管理)

第19条 ネットワーク管理者は、電子計算機等を用いて管理する個人情報を取扱うときは、当該個人情報の管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等の電子計算機等処理を担当する者、及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

- 2 ネットワーク管理者は、電子計算機等を用いて管理する保有個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第20条 個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する適切な監督を行わなければならない。
- 4 委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも前項で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人情報を取扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、管理者等が適切に評価するように努めなければならない。
- 5 委託先における委託された個人情報の取扱い状況を把握するため、定期的に監査を行う等により、適切に評価するよう努めなければならない。監査方法等については別に定める。
- 6 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人情報の取扱い方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が同条第2項に基づく安全管理措置を講ずることを確認するように努めなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第21条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、外部から要員を受入れる場合について準用する。

第4章 個人情報ファイル

(保有等に関する事前通知)

第22条 学園の組織単位において個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該組織単位の長は、あらかじめ委員会に対し、次に掲げる事項を届出なければならない。届出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該組織単位の名称及び管理者の職名
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目及び個人情報ファイルに記録される情報主体の範囲
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
- (6) 個人情報ファイルに記録された個人情報を当該組織単位以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 第23条第3項の規定に基づき、個人情報ファイルに記録された項目の一部若しくは個人情報の収集方法、又は個人情報の提供先を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨を届出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

- (1) 学園又は各学校の機密その他学園の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 学齢簿及び指導要録、並びに在學生又は在學生であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその学業成績、学習及び健康の状況、学習及び生活指導、進路指導、学納金の納付等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（入学試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (3) 職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験及び雇用契約に関する個人情報ファイルを含む。）
- (4) 専ら試験的な電子計算機等処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (6) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものと認めたもの

3 管理者は、第1項に規定する事項を届出た個人情報ファイルの保有を中止したときは、遅滞なく、委員会にその旨を届出なければならない。

(個人情報ファイル簿)

第23条 事務局長は、学園及び各学校が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した帳簿としての「個人情報ファイル簿」を作成し、総務部情報課に備え置くものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定により備え置かれた「個人情報ファイル簿」掲載の個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該「個人情報ファイル簿」に記載された事項の範囲のもの

3 第1項の規定にかかわらず、事務局長は、個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に報告の上、個人情報ファイルに記録された項目の一部若しくは事項を個人情報ファイル簿に記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

第5章 個人情報の開示、訂正等

(開示請求)

第24条 個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）は、この規程に定めるところにより、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の開示又は保有個人情報の第三者提供記録の開示を請求することができる。ただし、本人の同意があるとき、又は委員会が認めたときは、当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示の請求を妨げない。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）にあたっては、本人であること（当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人であるときはその旨。）を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示請求にあつては、本人の同意書を含む。）を、当該開示請求に係る保有個人情報を所管する管理者あてに提出しなければならない。

3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該保有個人情報又は保有個人情報の第三者提供記録を開示（当該本人の保有個人情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(2) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき

(3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 委員会が、開示をすることにより学園又は各学校の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めるとき

(開示の決定)

第 25 条 管理者は、所管する保有個人情報の開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る保有個人情報の開示について決定しなければならない。

- 2 管理者は、所管する保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第 26 条 保有個人情報の開示は、情報主体の請求により、書面による交付、又は電磁的記録の提供により行う。ただし、それらの方法による開示が困難である場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第 27 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報について、その内容に誤りがあると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、訂正又は追加（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 第 24 条第 2 項の規定は、保有個人情報の訂正等の請求をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第 1 項の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関し学園及び各学校の諸規則、並びに法令の規定において特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、訂正等を請求した者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(取扱い停止の請求)

第 28 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて、次の各号いずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、その取扱いの停止を請求することができる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われていると認められる場合
- (2) 保有個人情報が不正に取得された場合
- (3) 保有個人情報を保有する合理的な目的が無くなった場合
- (4) 学園又は各学校において、保有個人情報の情報漏えい等が生じた場合
- (5) 情報主体の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- 2 第 24 条第 2 項の規定は、保有個人情報の取扱い停止の請求をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第 1 項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の取扱いを停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の取扱いの停止に多額の費用を要する場合その他取扱いを停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について取扱いを停止したとき、又は取扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは、取扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(提供停止の請求)

第 29 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報のが取扱いについて、次の各号いずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

- (1) 保有個人情報が不当に第三者に提供されていると認められる場合
- (2) 保有個人情報を保有する合理的な目的が無くなった場合
- (3) 学園又は各学校において、保有個人情報の情報漏えい等が生じた場合
- (4) 情報主体の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

2 第 24 条第 2 項の規定は、保有個人情報の第三者への提供の停止を請求する場合について準用する。

3 管理者は、第 1 項の請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供を停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第 30 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて不服がある場合は、委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときには、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該保有個人情報を所管する管理者を経て、委員会あてに提出しなければならない。

3 委員会は、第 1 項の申立てがあつたときは、速やかに申立て事項について審査する。この場合において、委員会は必要に応じ不服申立人、当該保有個人情報の管理者又は当該保有個人情報を所管する部署の職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会は、審査終了後、その決定事項を不服申立人に文書で通知するものとする。

(理由の説明)

第 31 条 第 27 条第 4 項、第 28 条第 4 項、第 29 条第 4 項又は前条第 4 項の規定により、情報主体から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、当該情報主体に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第 6 章 雑 則

(適用除外)

第 32 条 学園又は各学校が保有する保有個人情報のうち、分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報情報を検索することが困難であるものは、前章の規定の適用については学園に保有されていないも

のとみなす。

第33条 学園又は各学校が保有する個人情報であつて、個人情報ファイル化されないで文書、図画及び電磁的記録に散在的に記録されている個人情報については、前章の規定の適用については学園に保有されていないものとみなす。

(教育・研修)

第34条 事務局長は、この規程及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するため、職員に対する必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

第35条 理事長は、学園における個人情報の取扱いについて、定期的に監査を行うものとする。

2 理事長は、前項の監査を行うにあたっては、監査担当者を任命するものとする。

3 監査担当者は、監査の結果を理事長に報告しなければならない。

(補則)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第37条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に学園及び各学校が保有している個人情報ファイルについての、この規程第22条第1項の適用に際しては、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この規程の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。